

創業補助金 Q & A

1 補助対象者（全体）について

Q 1 - 1 : 年齢や性別の制限はありますか。

性別・年齢で不利・有利もありますか。

A 1 - 1 : 年齢や性別による制限や不利・有利はありません。

Q 1 - 2 : 一般社団法人や一般財団法人の設立はなぜ対象外なのですか。

A 1 - 2 : この補助金の募集対象者は、新たに創業する者又は中小企業・小規模事業者です。

一般社団法人や一般財団法人等は、中小企業の定義に該当しないので対象外となります。

ほかにも、協同組合、商工組合、有限責任事業組合（LLP）、NPO法人、学校法人、宗教法人、医療法人、任意のグループは対象となりません。

また、第二創業では、上記に加えて企業組合、協業組合も対象外となります。

Q 1 - 3 : 締め切りを2回設定している理由はなぜですか。また、早期に応募した方が有利となるのですか。

A 1 - 3 : 応募者の中には少しでも早く事業に着手したいと考えていらっしゃる方もいるため、そのような方について少しでも早く事業に着手していただけるよう、早期締め切りを設定したものです。

応募時期により事業採択に有利・不利は生じません。

なお、海外需要獲得型については第1次締め切りはありません。

2 補助対象者（地域需要創造型・海外需要獲得型）について

Q 2 - 1 : 既に開業（開業届提出済、法人設立登記済）していますが、今回の補助対象となりますか。

A 2 - 1 : 第1回募集開始日の翌日（平成25年3月23日）以降に開業され

ていても、募集要項の2. 補助対象者の要件を満たしていれば、第2回募集の対象となります。

Q 2-2 : 応募日翌日以降であれば、応募者は開業してもいいのか。

A 2-2 : 開業しても差支えありません。

ただし、補助金の対象となる期間はあくまでも補助金交付決定後からとなるので注意してください。

Q 2-3 : 個人事業者が法人となる場合（法人成り）は、起業・創業に当たりますか。

A 2-3 : 法人成りは新たに会社が設立されるので対象となります。

ただし、独創性等について、審査において判断されることとなりますので、事業計画には今回法人成りして実施する事業内容が、個人事業での内容から差別化されている点を記載してください。

Q 2-4 : 法人も申し込みますか。

A 2-4 : まず、申し込み主体は、法人ではなく個人（会社設立後に代表者となる者）となります。

新たに別会社を立ち上げる場合に対象となりますが、単に社内に新規事業の部署を立ち上げる場合は対象となりません。

Q 2-5 : 一度廃業した者などが再チャレンジで申請することは可能ですか。

A 2-5 : 可能です。

Q 2-6 : 次の場合は、対象となりますか。

①個人事業者として病院を開業

②フランチャイズチェーン店として創業

A 2-6 : 公序良俗に反するものや風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる事業でない限り、業種による制限を設けていないので、いずれも対象になります。

ただし、独創性等については、審査において判断することとなります。

Q 2-7 : 農業を行う者も対象となりますか。

A 2-7 : 募集要項の2. 補助対象者の要件を満たしていれば、対象となります。

ただし、事業計画の独創性等については、審査において判断すること

となります。

なお、農事組合法人については、要件を満たさないため、対象外となります。

Q 2-8 : 次の場合は、対象となりますか。

- ① A社の代表者や社員が新たにB社を設立する場合
- ② A社とB社が連携して新たにC社を立ち上げる場合
- ③ 大企業A社の社員等がその籍を置いたまま新しくB社を起業する場合

A 2-8 : 申し込み主体は、個人（会社設立後に代表者となる者）となりますが、いずれも新しい会社が設立されるので対象となります。ただし、みなし大企業は対象となりませんのでご注意ください。みなし大企業については、募集要項をご覧ください。

Q 2-9 : 既存企業の社長が、個人として応募することは可能ですか。

A 2-9 : 既存企業の社長が、個人開業又は別法人を設立する場合は対象となります。事業計画には今回実施する事業内容が、既存企業での内容から差別化されている点を記載してください。

Q 2-10 : 起業前の個人で申請した起業家等が、採択前に法人を設立した場合、対象となりますか。

A 2-10 : 対象となります。ただし、交付決定前に発生した費用（定款作成費用等）は補助対象外となりますので、ご注意ください。

Q 2-11 : 個人での事業で採択を受けた起業家等が、交付決定までに法人を設立した場合、対象となりますか。

A 2-11 : 対象となります。ただし、交付決定前に発生した費用（定款作成費用等）は補助対象外となります。

Q 2-12 : 個人事業主として開業した場合、創業を証明する書類は何が必要でしょうか。

A 2-12 : 開業が確認できる書類として、税務署受付印のある開業届写しの提出が必要です。

3 補助対象者（第二創業）について

Q 3 - 1 : この補助金での「第二創業」の定義を教えてください。

A 3 - 1 : 「平成25年3月22日から6か月前の日（平成24年9月23日）から、応募日翌日以降6か月以内に事業承継を行った又は予定している方で、これまで行っていた事業の属する事業とは異なる事業（業種は日本標準産業分類の細分類による。）を行う者」となっています。

Q 3 - 2 : 第二創業について、先代の経営者は役員を退任しなくてはならないのですか。

A 3 - 2 : 退任する必要はありません。

Q 3 - 3 : 第二創業で、承継する後継者が2名いて、その2名が共同代表者となることは可能ですか。

A 3 - 3 : 承継する後継者の人数に限定しません。共同代表者も認めます。

Q 3 - 4 : 既存の事業で融資を受けていますが、今回新たに応募する事業で外部資金の調達が十分見込まれることが必要なのでしょうか。

A 3 - 4 : 既存の事業で融資を受けている方でも、今回の補助対象事業について外部資金の調達が十分見込まれることが必要です。

Q 3 - 5 : 事業承継する後継者が別の企業を立ち上げる場合は第二創業となりますか。

A 3 - 5 : 第二創業ではなく、起業・創業として整理します。

Q 3 - 6 : 第二創業の場合、新事業・新分野への進出を行うものとありますが、既存の事業は行っても良いのでしょうか。

A 3 - 6 : 既存の事業は行っても差し支えありません。

Q 3 - 7 : 第二創業について、M&Aによる新事業・新分野進出は対象となりますか。

A 3 - 7 : M&Aであっても第二創業の定義や他の条件に該当すれば対象となります。

Q 3-8 : 第二創業について、応募者は誰になるのですか

A 3-8 : これから事業承継する場合には、応募時には先代経営者が応募者となり、事業承継した時点で所定の計画変更により代表者の変更を行う必要があります。

すでに事業承継している場合は、応募者は後継者となります。

4 補助対象事業について

Q 4-1 : 外部資金の調達は、補助裏（補助対象経費のうち補助金が交付され充当される部分以外をいいます。この補助金の場合、補助率が2/3なので1/3の部分を出します。）又は補助金が交付されるまでのつなぎ資金のどちらである必要がありますか。

A 4-1 : 補助裏、つなぎ資金のどちらでも構いません。

Q 4-2 : 応募時点においては外部資金が見込んでいたが、結果的に調達できず自己資金で対応した場合、補助金は支払われないのですか。

A 4-2 : 金融機関による融資実行は、本補助金の必須要件ではないため、外部資金が調達できなかったからといって直ちに補助金を支払わないことにはなりません。

結果的に自己資金のみとなった場合でも、事業の実施に影響がなければやむを得なかったものと判断します。

外部資金による調達が十分見込める事業計画を作成されていることが要件となっています。

Q 4-3 : 外部資金を調達する金融機関に制限はありますか。

A 4-3 :

この補助金でいう金融機関とは、銀行（都市銀行、地方銀行など）、協同組織金融機関（信用金庫、信用協同組合など）、政府系金融機関のことです。

Q 4-4 : 外部資金の調達先である金融機関について、第1回募集では、地方銀行、第二地方銀行などに限定されていましたが、第2回募集からは政府系金融機関なども認められています。

また、外部資金の調達額が補助金希望額の1/2以上という制限もな

くなっていますが、なぜですか。

A 4-4 : 第1回募集では、民間資金を呼び込むことを目的に、外部資金の調達先は民間金融機関に限定していました。

第2回募集以降は、多くの方々がこの補助金を活用していただき創業・起業していただくため、より応募していただきやすい環境整備のため、資金調達先を拡大しました。

同様の理由で、柔軟な資金調達を行っていただくため、外部資金の額が補助金希望額の1/2以上という制限もなくなりました。

なお、政府系金融機関の場合は、民間金融機関との協調融資もご検討ください（必須ではありません。）。

Q 4-5 : 創業補助金の採択者が、上乗せで自治体独自の創業支援策を受けることは可能ですか。

また、外部資金調達について、自治体の制度融資を活用するという形でも構わないでしょうか。

A 4-5 : この補助金で実施する同一事業で、他の補助・助成制度を活用することはできません。ただし、補助・助成制度ではなく、制度融資等其他の支援であれば可能です。

Q 4-6 : 第二創業で、後継者による新事業についての事業計画は本補助金に申請し、既存の事業で別の事業計画を他の補助金制度として申請することは可能ですか。

A 4-6 : 異なる事業計画であれば可能です。

Q 4-7 : 確認書の代表印は、相談先の支店代表印で良いでしょうか。

A 4-7 : 問題ありません。

Q 4-8 : 「事業計画書の確認書」の書類記入と捺印は誰が行うのですか。

A 4-8 : 「認定支援機関たる金融機関」又は「金融機関と連携した認定支援機関」が記入と捺印を行います。

なお、「金融機関と連携した認定支援機関」の場合は、連携している金融機関が記載する欄もあります。

Q 4-9 : 支援してもらう認定支援機関の種別によって、審査上、有利・不利はありますか。

A 4-9 : 認定支援機関の種別による、審査上の有利・不利はありません。

Q 4-10 : 起業した事業内容で全国展開できるようなものでも応募の対象となりますか。

A 4-10 : 応募の対象となります。

Q 4-11 : 個人事業として起業、その後法人化を両方とも補助対象期間中に行った場合でも、両方の費用が対象となりますか。

A 4-11 : 対象となります。

Q 4-12 : 保証協会付きの融資でよいですか。

A 4-12 : 信用保証を利用することは可能です。応募時点で保証協会の審査が通っている必要はなく、あくまで外部資金の調達が十分見込めることが条件です。

5 補助対象事業期間について

Q 5-1 : 補助対象期間は、採択日から約 12 か月となるのですか。

A 5-1 : 採択後に、補助対象経費の見直し等を行い、補助金の交付決定を行います。補助対象期間は、交付決定を行った日から原則 12 か月以内となります。

Q 5-2 : 応募書類の事業完了予定日は、いつにする必要がありますか。

A 5-2 : 補助対象期間中に開業届の提出や法人設立を求めますが、応募書類の事業完了予定日は、第 2 回募集については、平成 26 年 8 月末までの日付を記載してください。

Q 5-3 : 会社の設立や個人事業主の届出をしたら補助事業終了となるのですか。

A 5-3 : この補助金は、地域の新たな需要の創造などを目的としているため、単に会社の設立や個人事業主の届出を持って補助事業終了ではなく、新たな需要や雇用の創造に向けて事業計画を実行するところまでを補助対象としています。
極端に短い補助対象期間の場合、採択の判断材料となる可能性もあ

ります。

6 補助対象経費について

Q 6 - 1 : 海外需要獲得型において、国内に本社は構えるが海外に店舗等を設ける場合、海外での店舗等借入費や内外装費用は対象になりますか。

A 6 - 1 : 海外での店舗・事務所・駐車場の賃借料、共益費、借入に伴う仲介手数料や設備費は対象となりません。

人件費では、国内の事務所等と直接雇用契約を締結した邦人のみが対象となります。

なお、対象となる経費でも、支出が確認できる証拠書類等が必要となります。証拠書類等が無い場合は対象となりません。

Q 6 - 2 : 認定支援機関が行う事業計画の作成支援は補助金の対象ですか。

A 6 - 2 : 補助金対象は交付決定日以降に係る支援が対象となります。

このため、補助金応募に係る事業計画の作成費用は対象となりません。

Q 6 - 3 : 設備費について、中古は可能でしょうか。

A 6 - 3 : 中古品は中古市場において、価格設定の適正性が明確でないことが一般的であるため、対象となりません。

Q 6 - 4 : 個人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の賃料は補助対象ですか。

A 6 - 4 : 三親等以内の親族については、補助対象となりません。

Q 6 - 5 : 人件費について、個人事業主の場合は、「本人及び個人事業主と生計を一にする家族の人件費」は対象外となっていますが、この家族の範囲はどこまでですか。

A 6 - 5 : 三親等以内の親族となります。

Q 6 - 6 : 税理士報酬は補助対象となりますか。

それと、金額の上限はありますか。

A 6 - 6 : 補助対象経費としては謝金として計上することは可能です。

金額は応募者と税理士の当事者間で調整の上、決定してください。
ただし、税務申告、決算書作成等のために税理士に支払う費用は対象外。

Q 6-7 : 採択決定前の事前着工について、やむを得ない事情がある場合であっても認められないのですか。

A 6-7 : 補助対象とはなりません、行うことはできます。

Q 6-8 : 認定支援機関への謝金は補助対象となりますか。

A 6-8 : 交付決定後の支援に係る謝金であれば、補助対象となります。

7 補助率・補助額について

Q 7-1 : 補助金の下限が 100 万円となっておりますが、額の確定の結果、100 万円を下回った場合は、補助金を請求することができないのですか。

A 7-1 : 交付決定時に 100 万円以上となっていれば、確定時に 100 万円未満となっても補助金は支払われます。

8 応募手続について

Q 8-1 : 私は A 県在住ですが、B 県で事業を実施し起業したい場合はどこの事務局に応募することになるのですか。

A 8-1 : 応募書類の提出先は、原則、事業を実施する B 県に申請してください。

支援を受ける認定支援機関は、事業を実施する都道府県内に限定はしませんが、事業計画策定及び実行支援を受けることを考慮した上で選定することが望ましいです。

Q 8-2 : 創業後に遠隔地に移転した場合は、認定支援機関の取扱いはどうなるのですか。

A 8-2 : やむを得ない事情がある場合には認定支援機関を変更することは可能です。

その場合には所定様式に基づく登録変更届を提出してください。

Q 8 - 3 : 第 1 回募集で採択されなかった場合、第 2 回募集に応募できますか。

A 8 - 3 : 応募できます。事業計画を練り直した上でご応募ください。

9 審査・採択について

Q 9 - 1 : 第二創業で申し込む場合、現在の事業は審査の対象ですか。

A 9 - 1 : 現在の事業は審査対象外です。

Q 9 - 2 : 事業計画書は募集要項に挙げられている着眼点が重視されるのですか。

A 9 - 2 : 審査の主な着眼点として挙げている項目が明確である記載が望ましいです。

Q 9 - 3 : 面接はありますか。

A 9 - 3 : 海外需要獲得型起業・創業はヒアリングを実施します。
応募者と認定支援機関が対象となります。

Q 9 - 4 : 採択される倍率はどのくらいですか。

A 9 - 4 : 応募数によるので、倍率を設定するものではございません。

Q 9 - 5 : 補助金の採択通知は、確認書に捺印した認定支援機関へ通達されるのですか。

A 9 - 5 : 応募者本人に通知されます。

10 補助金の交付について

Q10-1 : 補助金を概算払いでもらうことは可能ですか。

A10-1 : できません。
精算払いのみとなっています。

Q10-2 : 補助金は、どこが支払うのですか。

A10-2 : 地域事務局が支払うことになります。

Q10-3 : 事業完了後の補助金交付についてはどのような手続きで交付されるのですか。

A10-3 : 補助対象事業の完了後、補助対象者は30日以内に完了報告書を提出し、実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後、精算払いとなります。

11 交付決定後の注意事項

Q11-1 : 一定以上の収益が認められた場合、補助金の額を上限として一部を納付する場合がありますと記載されていますが、なぜ補助金を返さなければいけないのですか。

A11-1 : 国税からなる補助金が、一企業の利益になってしまうようなことは好ましくなく、補助金の交付による事業によって得た収益は、納付することとしています。
これは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づいた運用であり、ご理解ください。

Q11-2 : 補助対象事業完了後、5年間は事業化状況を事務局へ報告する必要がありますが、どのようにすればいいのですか。

A11-2 : 別途定める様式を事務局へ提出していただきます。

Q11-3 : 事業は平成26年12月までなのになぜ5年間の事業化報告が必要なのですか。

A11-3 : 補助事業の効果を適切に把握するためです。

12 応募様式について

Q12-1 : 確認書の「確認事項」は全て記入する必要があるのですか。

A12-1 : 1から3は、必須項目です。4~7は応募者の事業内容等に応じて必

要な項目を記入してください。

Q12-2 : 確認書における認定支援機関の署名・捺印は代表者でないといけないのですか。

連携している金融機関の押印は担当者でも構わないですか。

A12-2 : 確認書を記載する認定支援機関及び連携している金融機関の署名・捺印の内部規定等により判断してください。

Q12-3 : 認定支援機関である金融機関が提出する場合、右上が代表印、3. は実務担当者という理解でよいですか。

A12-3 : 認定支援機関である金融機関が提出する場合は、3. の記載自体が不要です。

Q12-4 : 確認書の様式「3. 連携している金融機関」の部分について、金融機関の組織の印があれば、担当者名の記載や押印は必要ないですか。

A12-4 : 金融機関の組織印が押印されていれば、担当者名の記載・押印は不要です。